



2017年12月9日

各 位

会 社 名 株式会社日立国際電気
代表者名 執行役社長 佐久間嘉一郎
(コード番号6756 東証第一部)
問合せ先 法務・CSR本部長 奥吉 章二
TEL 03-6734-9401

HKEホールディングス合同会社による当社株券に対する公開買付けの結果 並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

HKEホールディングス合同会社（以下「公開買付者」といいます。）が2017年10月12日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2017年12月8日をもって終了しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2017年12月15日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の主要株主及びその他の関係会社に異動が生じることとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社日立国際電気（証券コード 6756）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けました。

2. 主要株主及びその他の関係会社の異動について

(1) 異動予定年月日

2017年12月15日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動に至った経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式 26,242,364 株の応募があり、買付予定数の下限（24,815,889 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全ての買付けを行う旨の報告を受けました。この結果、2017年12月15日（本公開買付けの決済の開始日）に本公開買付けの決済が行われた場合には、同日付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が20%以上となるため、公開買付者は、新たに当社の主要株主及びその他の関係会社に該当することとなります。

3. 新たに主要株主及びその他の関係会社となる株主の概要

(1) 名 称	HKEホールディングス合同会社（注）
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階

(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 KKR HKE Investment L.P. 職務執行者 ウィリアム・ジャネッツチェック
(4) 事業内容	商業、商業に付随関連する一切の業務
(5) 資本金	25,000 円
(6) 設立年月日	2017年2月2日
(7) 大株主及び持分比率	KKR HKE Investment L.P. (持分比率 100.00%)
(8) 上場会社と公開買付者の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

(注) 公開買付者は、優先株式により第1回本日出資（当社が2017年10月11日付で公表したプレスリリース「HKEホールディングス合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「2017年10月11日付プレスリリース」といいます。）において定義されます。）を受けるため、本公開買付けの買付け等の期間の末日（2017年12月8日）の翌日以降、第1回本日出資が実行されるまでの間に、合同会社から株式会社に組織変更することを予定しているとのことです。

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	主要株主及び その他の関係会社	262,423 個 (25.55%)	—	262,423 個 (25.55%)	第2位

(注) 本公開買付けにおいては単元未満株式（但し、当社が所有する単元未満の自己株式及び株式会社日立製作所が所有する単元未満の当社株式を除きます。）についても買付け等の対象としていたため、異動前及び異動後の「議決権所有割合」の計算においては、当社が2017年11月13日付で提出した第94期第2四半期報告書に記載された2017年9月30日現在の発行済株式総数（105,221,259株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない自己株式数（2,521,019株）及び日立製作所が所有する単元未満の当社株式（29株）を控除した株式数（102,700,211株）に係る議決権の数（1,027,002個）を分母として計算しております。なお、異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、議決権所有割合の記載において同じとします。

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者は、当社のその他の関係会社となり非上場の親会社等に該当するため、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

6. 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けによって当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及

び株式会社日立製作所が所有する当社株式の全て（53,070,129株、議決権所有割合：51.67%、以下「日立製作所売却予定株式」といいます。）を除きます。）を取得することができなかったことから、今後、2017年10月11日付プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の通り、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び日立製作所売却予定株式を除きます。）を取得するための一連の手続を実施することを企図しているとのことです。なお、当該手続の実施により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

今後の具体的手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上

添付資料：公開買付者が本日公表したプレスリリース「株式会社日立国際電気（証券コード6756）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 29 年 12 月 9 日

各 位

会 社 名 H K E ホールディングス合同会社
代表者名 職務執行者 ウィリアム・ジャネッツチェック
電話番号 03-6268-6000

株式会社日立国際電気（証券コード 6756）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

H K E ホールディングス合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 29 年 10 月 12 日より、株式会社日立国際電気（コード番号：6756、東証第 1 部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対して、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しておりましたが、下記のとおり、本公開買付けが平成 29 年 12 月 8 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

名 称：H K E ホールディングス合同会社

所在地：東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル 11 階

（2）対象者の名称

株式会社日立国際電気

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
49,631,776 株	24,815,889 株	一株

（注 1）本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（24,815,889 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（24,815,889 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数の下限は、対象者が平成 29 年 8 月 9 日付で提出した第 94 期第 1 四半期報告書

(以下「対象者四半期報告書」といいます。)に記載された平成 29 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 (105, 221, 259 株) から、同日現在の対象者が所有する自己株式数 (2, 519, 354 株) 及び株式会社日立製作所 (以下「日立製作所」といいます。) が所有する対象者株式の全て (53, 070, 129 株、以下「日立製作所売却予定株式」といいます。) を控除した株式数 (49, 631, 776 株) の過半数となる 24, 815, 889 株です。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付者が取得する可能性のある最大の数 (49, 631, 776 株) を記載しております。なお、当該最大数は、対象者四半期報告書に記載された平成 29 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 (105, 221, 259 株) から、同日現在の対象者が所有する自己株式数 (2, 519, 354 株) 及び日立製作所売却予定株式 (53, 070, 129 株) を控除した株式数 (49, 631, 776 株) です。

(注 3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。) に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) 中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

平成 29 年 10 月 12 日 (木曜日) から平成 29 年 12 月 8 日 (金曜日) まで (40 営業日)

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、3, 132 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (24, 815, 889 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数 (26, 242, 364 株) が買付予定数の下限 (24, 815, 889 株) 以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書 (その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。) に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。) 第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 29 年 12 月 9 日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	26, 242, 364 (株)	26, 242, 364 (株)

新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	26,242,364	26,242,364
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	530,701 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.67%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	262,423 個	(買付け等後における株券等所有割合 25.55%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	530,701 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.67%)
対象者の総株主の議決権の数	1,025,557 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成29年11月13日付で提出した第94期第2四半期報告書に記載された平成29年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式及び株式会社日立製作所が所有する単元未満の対象者株式を除きます。)についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(105,221,259株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない自己株式数(2,521,019株)及び日立製作所が所有する単元未満の対象者株式(29株)を控除した株式数(102,700,211株)に係る議決権の数(1,027,002個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

② 決済の開始日

平成29年12月15日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）

（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレード（<https://trade.smbcnikko.co.jp/>）（日興イーजीトレード）からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が平成29年10月11日付で公表した「株式会社日立国際電気（証券コード 6756）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

HKEホールディングス合同会社 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上